

スポンサーズブースト利用契約書（兼利用規約）

（企業向け）

株式会社スポンサーズブースト 御中

【契約概要】

サービス概要	本サービスは、精力的に活動を行うことを希望するクラブと当該クラブを経済的に支援することを通じてクラブとの交流等を希望する企業とを繋ぐためのサービスです。
初期費用	別途当社が定めるとおり ※初期費用は応援するクラブによって異なります。 ※初期費用は応援するクラブごとに発生します。
スポンサー料 及び運営手数料	別途当社が定めるとおり ※毎月定額となります。 ※費用はクラブごとに異なります。 ※お支払額のうち、65%がスポンサー料、35%が運営手数料となります。
契約期間	本契約締結日から1年間 ただし、期間満了日の1か月前までに当社は又は貴社のいずれからも申出がないときは、自動的に同条件で1年間更新されるものとし、以降も同様とします。
注意事項	<ul style="list-style-type: none">・本サービスは、クラブに対する経済的な支援を通じてクラブとの交流等を行うことで、将来の採用活動等に向けた企業PR等を目的とするものですので、本目的外での利用は厳にお控えください。・本サービスのご利用にあたって、本サービスの健全な運営に支障を来すおそれがある行為が認められる場合には、本サービスの利用を停止又は本契約を解除する場合があります。・その他別紙利用規約に定める各事項を遵守していただきます。

※別紙利用規約を含めた本書記載の事項についてすべて契約内容となることを承諾のうえ、本契約を締結します。

申込者	契約日	2023年11月1日	
	所在		
	企業名		
	代表者名		
	担当者	所属部署	役職
	氏名	電話番号	

利用規約（企業向け）

この規約は、株式会社スポンサーズブースト（以下「当社」といいます。）が提供するスポンサーズブーストサービス（以下「本サービス」といいます。）について、本サービスを利用される企業の皆様との間で締結するスポンサーズブースト利用契約（以下「本契約」といいます。）に関する具体的な条件を定めるものです。皆様には、本規約の内容を遵守していただきます。

第1条（目的）

本サービスは、精力的に活動を行うことを希望するクラブと当該クラブを経済的に支援することを通じてクラブとの交流等を希望する企業とを繋ぐためのサービスです。

第2条（定義）

この契約における用語の定義は以下となります。

1. 「スポンサー企業」とは、クラブの精力的な活動及び将来の採用活動に向けた企業PR等のために、クラブ活動を経済的に支援することを目的として、本サービスをご利用される企業をいいます。
2. 「スポンサードクラブ」とは、精力的な活動を行うために、スポンサー企業からの支援を受けることを目的として、本サービスをご利用されるクラブをいいます。
3. 「スポンサー合意」とは、スポンサー企業とスポンサードクラブとの間における、本サービスを利用して当該企業が当該クラブに対して経済的支援をする旨の合意をいいます。
4. 「スポンサー料」とは、スポンサー企業がスポンサー合意に基づき支払う金額から当社の運営手数料を控除した残金であり、スポンサードクラブに対して実際に支払われる金員をいいます。
5. 「提携スポンサークラブ」とは、スポンサー企業との間でスポンサー合意を行ったスポンサードクラブをいいます。

第3条（スポンサー合意の成立）

スポンサー合意は、次の各号のいずれかに該当する場合に成立します。

- (1) スポンサードクラブからスポンサー企業に対するスポンサー合意の申込みがあり、スポンサー企業がこれを受諾した場合
- (2) スポンサー企業からスポンサードクラブに対してスポンサー合意の申込みをし、スポンサードクラブがこれを受諾した場合

第4条（アカウントの管理等）

1. スポンサー企業は、ID、パスワードその他自己のアカウントに関する情報を、自己の責任において安全に管理・保管し、第三者による不正使用を防止するために必要な措置を講じるものとします。
2. スポンサー企業は、自己のアカウントを第三者（応援する部活及び部員を含む。以下、すべて同じ）に貸与、共有、譲渡、名義変更その他の方法により第三者に使用させてはなりません。
3. スポンサー企業は、本サービスのアカウントの不正利用又は第三者による使用又はそれらのおそれが判明した場合には、ただちにその旨を当社に通知するとともに、当社からの指示に従うものとします。

第5条（スポンサー企業の利用権限）

1. スポンサー企業は、提携スポンサードクラブの部員又はメンバーに対し、ダイレクトメールを送信することができます。
2. スポンサー企業は、提携スポンサードクラブの部員又はメンバーの登録情報の一部を閲覧することができます。

第6条（初期費用）

1. スポンサー企業は、別途当社が定める初期費用を当社に支払うものとします。
2. 初期費用の支払時期は、スポンサー合意が成立したときに発生するものとします。
3. スポンサー企業は、スポンサー合意が成立した当月末日までに、初期費用を当社指定の金融機関の口座へ振込む方法によって支払うものとします。なお、振込手数料は、スポンサー企業の負担とします。
4. 当社は、スポンサー企業が第1項の規定に基づき当社に支払った初期費用については、いかなる理由があっても返金できません。

第7条（スポンサー料及び運営手数料の支払方法等）

1. スポンサー企業はスポンサー料及び運営手数料（以下「スポンサー料等」といいます。）として、別途当社が定める毎月定額のスポンサー料等を当社に支払うものとします（スポンサー料等の総額のうち65%がスポンサー料、35%が運営手数料となります。）。
2. スポンサー料等の支払開始時期は、スポンサー合意が成立した当月から発生するものとし、日割計算は行わないものとします。
3. スポンサー企業は、毎月末日までにスポンサー料等を当社指定の金融機関の口座へ振込む方法によって支払うものとします。なお、振込手数料は、スポンサー企業の負担とします。
4. 当社は、第3項の規定に基づき支払われたスポンサー料等について、当社の運営手数料を控除したうえ、翌月末日までに提携スポンサードクラブに対して、スポンサー料を支払うものとします。
5. 提携スポンサードクラブについて、ダイレクトメールの返信率もしくはスポンサー企業との交流会への出席率が当社指定の割合を下回る場合、又は当社との間の契約違反があった場合等には、当社の判断により、提携スポンサークラブに対して支払うスポンサー料を減額する場合があります。この場合、当社はスポンサー企業に対して提携スポンサークラブに対する減額分について、返金又は減額することは一切できません。
6. 当社は、スポンサー企業が第1項の規定に基づき当社に支払ったスポンサー料等については、前項の場合を除いて、いかなる理由があっても返金できません。

第8条（スポンサー合意の有効期間）

スポンサー合意の有効期間はスポンサー合意が成立した日から1年間とし、期間満了の1か月前までにスポンサー企業又は提携スポンサードクラブから当社指定の方法により更新しない旨の申出がなされない場合、スポンサー合意は同一内容にて1か月間延長されるものとし、以後も同様とします。

第9条（途中解約）

1. スポンサー企業は、スポンサー合意の有効期間中は、スポンサー合意を解約することはできません。
2. 提携スポンサードクラブは、スポンサー企業又はその関係者から法令等に違反するおそれがある行為を受けた場合など諸般の事情により、スポンサー合意の解約等のスポンサードクラブとの提携の解消をすることがあります。その場合においても、スポンサー企業において生じた損害に関し、当社は一切の責任を負いません。

第10条（禁止事項）

スポンサー企業は、本サービスの利用に関して、自己又は第三者をして以下の各号の行為を行わないものとします。

- (1) 自己又は第三者が本サービスを通じて繋がったスポンサークラブ又はその部員若しくはメンバーとの間で、本サービスを利用せず直接に経済的援助をする行為
- (2) 本サービスを通じて入手した提携スポンサークラブの部員又はメンバーの個人情報を第三者に開示する行為
- (3) 本契約及び本契約の目的に違反する行為
- (4) 法令等に違反する行為
- (5) 犯罪行為又は犯罪を助長する行為
- (6) 反社会的勢力等に対する利益供与その他反社会的勢力等に関与する行為
- (7) 当社、スポンサークラブ又はその部員若しくはメンバーを誹謗中傷する行為
- (8) 虚偽の登録情報を提供する行為
- (9) 第三者に成りすます行為
- (10) 他のスポンサー企業のアカウントを利用する行為
- (11) 他のスポンサー企業のアカウント情報等を収集する行為
- (12) 本サービスの一部を複製、頒布又は不正に開示する行為
- (13) 当社のネットワーク又はシステム等へ不正にアクセスする行為又はそれを試みる行為
- (14) 本サービス又は当社サイトに関連するプログラムを変更、削除、逆コンパイル、逆アセンブル又はリバースエンジニアリングする行為
- (15) 本サービスの運営を妨害する行為
- (16) その他当社が不相当と認める行為

第11条（非保証）

1. 当社は、本サービスが、スポンサー企業の特定の目的に適合すること、期待する機能・商品的価値・正確性・有用性・完全性・安全性を有すること、及び不具合が生じないことについて、何ら保証するものではありません。
2. 当社は、明示又は黙示を問わず、本サービスを通じて提供されるコンテンツその他の当社以外の第三者が提供する情報に関して何ら保証するものではありません。
3. 当社は、スポンサー企業が本サービスにアップロードするデータが、本サービスの利用に起因して消失、消滅、変化等しないことについて保証を行うものではありません。スポンサー企業は、自己の責任において、データの管理をし、適宜バックアップ等を行ってから本サービスを利用するものとします。
4. スポンサー企業は、本サービスの利用に関連して第三者との間で生じた取引、連絡、紛争等については、自己の費用負担と責任において対応及び解決するものとします。

第12条（知的財産権等）

本サービスに関する知的財産権はすべて当社又は当社に使用を許諾する正当な権利者（以下本条において「当社等」といいます。）に帰属しており、本契約の成立又は本サービスの利用の許諾は、スポンサー企業に対して本サービスの利用を超える当社等の知的財産権の利用許諾を意味するものではありません。

第13条（スポンサー企業の個人情報の収集・利用・開示に関する事項）

1. スポンサー企業は、当社が本契約に関連して取得したスポンサー企業の情報について、当社が本サービス、各種セミナー・商品・サービス案内、決済、訪問、連絡、新サービスの案内などのために利用することに同意するものとします。
2. スポンサー企業は、次の各号に定める場合に当社がスポンサー企業の個人情報を開示することに同意するものとする。
 - (1) 前項のほかスポンサー企業が同意している場合
 - (2) 法令に基づき開示を求められた場合
 - (3) 当社が本サービスの利用動向分析のために収集したスポンサー企業の統計個人情報（個人を特定できない情報等）を開示する場合

第14条（個人情報の取扱い）

当社は、本契約に基づきスポンサー企業から取得した個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条1項に定義される個人情報をいう。）を第三者に漏えいしてはならず、個人情報の保護に関する法律その他関係法令を遵守して同情報を厳格に管理するものとする。

第15条（利用停止及び解約）

1. スポンサー企業が以下の各号のいずれかの事由に該当すると当社が判断した場合、当社は事前に通知することなく、当該スポンサー企業による本サービスへのアクセスを禁止し、又は当該スポンサー企業が本サービスに関して当社に提供した情報の全部若しくは一部を削除することができるものとします（以下、総称して「利用停止」といいます。）。
 - (1) 本契約のいずれかの規定に違反した場合
 - (2) 第10条に規定する禁止事項に違反しているおそれがある場合
 - (3) その他本サービスの利用又は登録が不相当である場合
2. スポンサー企業が以下の各号のいずれかの事由に該当する場合、当社はスポンサー企業に通知の上、ただちに本契約を解除することができます。
 - (1) 前項各号のいずれかに該当した場合
 - (2) スポンサー企業が支払停止又は支払不能となった場合
 - (3) スポンサー企業について破産、民事再生、会社更生、特別清算、又はこれらに類する手続の開始の申立てがあった場合
 - (4) スポンサー企業について解散又は清算の手続開始が決議又は決定された場合
 - (5) スポンサー企業である個人事業主が死亡した場合
 - (4) 当社がスポンサー企業の本サービスの利用、登録又は本契約の継続を適当でないと判断した場合
3. 前二項に定める措置は、当社から当該スポンサー企業に対する損害賠償請求を行うことを妨げるものではありません。また、前二項に定める措置を行ったことについて、当社は一切の損害賠償義務、金銭返還義務を負いません。

第17条（本サービスの停止）

1. 当社は以下のいずれかに該当する場合には、スポンサー企業に事前に通知することにより、本サービスの全部又は一部の提供を停止できるものとします。ただし、緊急の場合その他事前の通知が困難な場合には、事後に通知するものとします。
 - (1) 本サービスに関わるハードウェア、ソフトウェア、通信機器その他関連する機器若しくはシステムの点検又は保守作業を定期的に又は緊急に行う場合

- (2) コンピューター若しくは通信回線等の障害、誤操作、過度なアクセスの集中、不正アクセス、ハッキング、その他予期せぬ要因により本サービスの提供が困難となった場合
 - (3) 本サービスに関するセキュリティ上の問題が生じた場合
 - (4) 天災地変、戦争、戦争のおそれ、封鎖、通商停止、革命、暴動、伝染病若しくはその他の疫病、物資若しくは施設の破壊若しくは損傷、火災、台風、地震、洪水、その他当社の支配を超える事由
 - (5) 法令等又はこれらに基づく措置により本サービスの運営が困難となった場合
 - (6) その他前各号に準じる事由により当社が必要と判断した場合
2. 前項により当社が行った措置によって生じた損害について、一切の責任を負いません。

第18条 (本サービスの変更・追加)

1. 当社は、当社の都合により、本サービスの性質に重大な変更が生じない範囲で本サービスの内容の変更又は追加ができるものとします。
2. 前項により当社が行った措置によって生じた損害について、一切の責任を負いません。

第19条 (本サービスの終了)

1. 当社は、スポンサー企業へ事前に通知することにより、本サービスの全部又は一部の提供を終了できるものとします。ただし、緊急の場合その他事前の通知が困難な場合には、事後に通知するものとします。
2. 前項により当社が行った措置によって生じた損害について、一切の責任を負いません。

第20条 (損害賠償)

1. スポンサー企業による本契約に違反する行為又は本サービスに関連してスポンサー企業の責めに帰すべき事由により当社又は第三者に損害が生じたときは、スポンサー企業はその一切の損害につき賠償する義務を負うものとします。
2. 当社は、本サービス又は本規約に関連してスポンサー企業に生じた損害につき、当社の故意又は重過失に基づく場合を除き、一切の責任を負いません。
3. 当社の故意又は重過失によりスポンサー企業に損害（現実に生じた直接かつ通常の損害に限り、逸失利益を含まない。）が生じた場合の当社の責任賠償額の総額は、直近2か月に当社がスポンサー企業から受領した利用料金の合計金額を超えないものとします。

第21条 (違約金)

1. スポンサー企業が本契約において禁止する第10条(1)に違反した場合には、当社に対して、違約金100万円を支払うものとします。
2. 前項の違約金とは別に、当社は損害賠償の請求をすることができます。

第22条 (反社会的勢力の排除)

1. 当社及びスポンサー企業は、自ら又はその役員（取締役、執行役、執行役員、監査役又はこれらに準ずる者をいう。）若しくは従業員において、反社会的勢力等に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当せず、かつ将来にわたっても該当しないことを確約し、これを保証するものとします。
 - (1) 反社会的勢力等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (2) 反社会的勢力等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力等を利用してしていると認められる関係を有すること
 - (4) 反社会的勢力等に対して暴力団員等であることを知りながら資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が反社会的勢力等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 当社及びスポンサー企業は、自ら又は第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約し、これを保証します。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
3. 当社及びスポンサー企業は、相手方が本条に違反した場合には、催告その他の手続きを要しないで、ただちに本契約を解除することができるものとします。
4. 当社及びスポンサー企業は、本条に基づく解除により相手方に損害が生じた場合であっても、当該損害の賠償義務を負いません。また、当該解除に起因して自己に生じた損害につき、相手方に対し損害賠償請求をすることができるものとします。

第23条 (本規約の変更)

1. 当社は、以下の各号のいずれかに該当する場合、本規約を変更することができるものとします。
 - (1) 本規約の変更が、スポンサー企業の一般の利益に適合するとき
 - (2) 本規約の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更にかかる事情に照らして合理的なものであるとき
2. 前項の場合、当社は、変更後の本規約の効力発生日の7日前までに、本規約を変更する旨及び変更後の本規約の内容とその効力発生日を、当社が適切と判断する方法（本サービスサイト、本サービス内への掲示又はスポンサー企業に電子メールを送信する方法等）により通知します。
3. スポンサー企業は、前項に定める効力発生日以降も、本サービスの利用を継続した場合には、当該変更同意したものとみなします。
4. 第1項に定める他、当社は、スポンサー企業の同意を得ることにより本規約を変更することができるものとします。
5. 当社は、本条に基づいた本規約の変更によりスポンサー企業に損害が生じたとしても、一切の責任を負いません。

第24条 (権利義務の譲渡禁止)

スポンサー企業は、当社の事前の書面による承諾なく、本契約上の地位又は本契約に基づく権利若しくは義務を、第三者に譲渡、移転（合併若しくは会社分割による場合を含みます。）、担保設定又はその他の処分をしてはなりません。

第25条 (本契約の有効期間)

本契約の有効期間は、本契約締結の日から1年間とし、期間満了の1か月前までに当社又はスポンサー企業から当社指定の方法により更新しない旨の申出がなされない場合、本契約は同一内容にて1年間延長されるものとし、以後も同様とします。ただし、スポンサー企業から更新しない旨の申出がなされた場合において、当該契約期間の終了時

に有効に存続するスポンサー合意が存在する場合は、当該スポンサー合意の有効期間が終了するまでの間、本契約はなお有効に存続するものとします。

第26条（本契約の途中解約）

スポンサー企業は、本契約の有効期間中は、本契約を解約することはできません。

第27条（計算方法）

スポンサー料及び運営手数料を含む本契約にかかわる一切の費用については、月単位で計算するものとし、日割による精算は行わないものとします。

第28条（協議）

本規約の解釈に疑義が生じた場合、又は本規約に定めのない事項については、当社とスポンサー企業は、誠意をもって協議の上これを解決するものとします。

第29条（準拠法及び管轄）

1. 本契約は、日本法を準拠法として、日本法に従い解釈されるものとします。
2. 本契約に関する紛争については、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。なお、調停を行う場合についても同様とします。

以上